

「令和7年8月豪雨」災害に対する令和8年度支援措置の概要

令和8年6月10日
熊本県農業公社

1 趣 旨

令和7年8月豪雨により、農地への土砂流入等の甚大な被害が発生し、復旧工事が開始された結果、今年度において作付けが不能となっている田畑が見受けられるところです。

このような状況にある借受者に対して、営農の継続を図る観点から支援を行う必要があります。そのため、賃借料の減免措置を講じ、賃借人等の負担軽減を図り、被災者の復旧を後押しする。

2 支援措置

(1) 賃借料の減免措置

ア 令和8年度の措置

- ・被害を受けた農地の復旧工事等により、令和8年度作付けができない場合、賃借料を減免する。

イ 賃貸人への支援

- ・賃借人に対して全額免除を実施した場合でも、賃貸人に対しては、原則として当初予定どおり賃借料を支払う。

(※減免の取扱いについては「5 賃借料減免の取扱い」参照)

※原則として、3(3)事務手続きにおける協議の場合または申出の前に賃借人と賃貸人で協議を行い、契約の見直し(使用貸借への切替や減額)について検討を行う。

3 事務手続

(1) 減額請求等の照会

- ・公社は、被災市町村に住所を有する賃借人及び被災市町村内に公社への賃借料を有する賃借人に対し、減額請求等の申し出の有無を直接照会(事前に市町村から情報提供があった場合に限る)

(2) 減額請求等の申し出の受付

- ・減額請求等の申し出を行う賃借人は、申出書を市町村へ提出(7月31日期限)

(3) 現地確認及び当事者協議

- ・公社は、申出書の提出を受け、賃借人、公社、賃貸人及び市町村又は農業委員会の立会いのもと、現地を確認のうえ現地確認書を作成
- ・公社は、関係者との協議が整った場合、協議書を作成

(4) 県との協議及び結果通知

- ・公社は、県と協議を行ったうえで、賃借料等を決定し、その結果を関係者に通知

4 主なスケジュール

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 県との協議・取扱要領の制定 | 6月 |
| (2) 関係機関への周知 | 6月 |
| (3) 賃借人への減額請求等の照会 | 6月下旬 |
| (4) 申出書提出〆切 | 7月末 |
| (5) 現地確認・協議書作成 | 8月から9月上旬 |
| (6) 協議結果通知 | 9月中旬 |

(裏面あり)

5 賃借料減免の取扱い

被災した農地の状況	賃料の減免措置
・復旧し作付けできる	対象外
・復旧工事等により作付けできない	全額免除

6 賃借料取扱いスケジュール

6	7	8	9	10	11	12	1
減額請求等の照会 関係機関への周知 県との協議・取扱要領の制定	申出書受付（7月末）	現地確認・協議（8月末）	協議書作成 協議結果通知				

※賃貸人への賃借料支払については農用地利用集積等促進計画の支払期限までに支払う